

関島社会保険労務士事務所便り

2020年
12月号

関島社会保険労務士事務所
(ひがし東京中小企業者組合)
社会保険労務士・行政書士
関島 康郎
〒125 - 0041
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 12
電話：03-3609-7668
HP: <http://www.srseki.info>



(やまなか)

再雇用の基本給 6割下回るの是不合理

◆定年再雇用の賃金 名古屋地裁判決

定年後再雇用者の基本給減額の是非が争われた訴訟で、名古屋地裁は10月28日、同じ仕事なのに基本給が定年前の6割を下回るの是不合理的な待遇格差に当たるとし、被告の名古屋自動車学校に未払い賃金分の支払いを命じました。

◆「生活保障の観点からも看過しがたい」

判決によると、訴えを起こしたのは名古屋市に住む男性2人。それぞれ2013～14年に定年を迎えた後に再雇用を希望し、65歳まで嘱託職員として名古屋自動車学校で技能講習や高齢者教習を担当。仕事の内容や責任の範囲は定年前と変わらない一方、基本給は定年前の月額16万～18万円から7万～8万円ほどに下がったため、これを不当として訴訟となったものです。

井上泰人裁判長は「将来の増額に備えて金額が抑制される若い正社員の基本給すら下回っており、生活保障の観点からも看過しがたい」と指摘。再雇用の際に賃金に関

する労使の合意がなかった点も挙げ、定年直前の基本給の6割を下回るの是不合理的な待遇格差に当たると結論づけています。

そして、嘱託職員への一時金が、正社員の賞与を大幅に下回ることや、教習の時間数に応じた手当などの減額についても不合理と認め、計約625万円の支払いを命じています。

◆「線引き示す判決」

原告側弁護団の中谷雄二弁護士は判決後に記者会見し、「基本給の格差を不合理と認めた意義は大きい。全国的に大きな影響を与えるだろう」と評価しています。

この判決は再雇用者の基本給について「定年前の6割を下回れば不合理」との線引きを示したものとして注目されています。仕事内容や責任が正社員と変わらないことを前提としたものの、給与の根幹をなす基本給のあり方に踏み込んでおり、企業に待遇見直しを迫る司法判断と言えます。

職場で新型コロナに感染した場合 労災給付の対象になります

対象となるのは

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明でも、感染リスクが高い業務に従事しそれにより感染した蓋然性が強い場合
 - 例1 複数の感染者が確認された労働環境下での業務
 - 例2 顧客等との近接や接触の機会が多い労働環境下の業務
- 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象になります。

労災保険の種類

業務に起因して新型コロナウイルスに感染した労働者方や、そのご遺族の方は、正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態によらず、次のような保険給付を国（労働基準監督署）から受けられます。

療養補償給付

- ① 労災指定医療機関を受診すれば、原則として無料で治療を受けることができます。
- ② やむを得ず労災指定医療機関以外で治療を受けた場合、一度本人に治療費を負担してもらい、後で労災請求することで、負担した費用の全額が支給されます。

休業補償給付

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、労災から給付を受けることができます。

- 給付日：休業4日目から
- 給付額：休業1日あたり、給付基礎日額の8割（特別支給金2割含む）
*給付基礎日額とは、原則として発症日直前3か月分の賃金を暦日数で割った金額

遺族補償給付

業務に起因した感染のため亡くなった労働者のご遺族の方は、遺族補償年金、遺族補償一時金（給付基礎日額の1000日分）などを受けることができます。

お問い合わせは、お近くの労働基準監督署の労災課へ

雇用保険事業主が受けられる主な助成金

(2020年現在)

◆ 雇用調整助成金(新型コロナ禍で特別措置実施中)

コロナ禍で、経営が悪化し、従業員の雇用を維持するため休業を実施した事業主を支援
前年同月比5%以上売上高が減少した事業主の**休業手当 全額を支給**
この助成金の特別措置は、来年2月まで実施されます

◆ 65歳超雇用促進助成金

60歳以上従業員(雇用保険被保険者)の65歳超えの定年延長を実施した事業主に
支給額 **60歳以上被保険者が1~2人 20万円 3人以上 120万円**

◆ 特定求職者雇用開発助成金

高齢者(60歳以上)、母子家庭・障害者をハローワークを通じて雇用した場合に
支給額 **1人につき60万円(6か月経過時30万円、1年経過時30万円)**
65歳以上の高齢者を雇用した場合は1人につき70万円

◆ キャリアアップ助成金

有期契約従業員について、事前に訓練計画を提出し、正社員雇用に転換し、賃金を5%以上
上上げた事業主に
支給額 **1人につき 57万円**

◆ 両立支援助成金

子の出生後8週間以内に男性の5日以上の育児休暇制度を制定する事業主に
支給額 **育児休暇利用者がはじめてあったとき 57万円**

◆ 新型コロナ感染での小学校等休業等助成金

小学校等とは、小学校他、前期課程各種学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、
認定こども園、認定外保育施設、子供の一時的預かりなど行う事業・施設など含む
支給額 **有給休暇分の賃金額全額(1日15,000円を限度)**

FAX等での助成金勧奨にご注意ください

助成金対象の診断や、受給額の無料査定などを記載したFAXなどの書面を一方的に送付し、勧誘する業者がいます。国が実施するいずれの助成金も審査は厳しく、必ず受けられるものではありません。不正受給摘発が度々報道されています。ご注意ください。

●育休中の社会保険料、免除対象を拡大

厚生労働省は、社会保障審議会の医療保険部会で、育児休業中の社会保険料の免除対象を拡大し、同じ月の中で通算2週間以上の育休を取得した場合も免除の対象とする新制度案を示した。現行制度における、月末時点で育休をしていなければ免除を受けられない一方で月末の1日だけ取得すれば全額免除されるという不公平感を解消し、タイミングを考慮せずに育休を取得することを可能にし、男性の育休取得を促す。(11月26日)

●雇調金特例措置を2月末まで延長

政府は、12月末で期限を迎える雇用調整助成金の特例措置について、来年2月末まで、日額上限(15,000円)や助成率(中小企業で最大100%、大企業で4分の3)を現行水準のまま維持する方針を固めた。新型コロナウイルスの感染の再拡大を受けたもので、特例の延長は3回目。関連経費を2020年度第3次補正予算案に盛り込む。(11月25日)

●不妊治療助成制度 所得制限を撤廃

政府は不妊治療への助成金制度の拡充について、所得制限を撤廃する方針を固めた。また、助成額の増額や助成を受けられる治療回数の制限を見直す案を検討し、今年度内の利用開始を目指す。菅首相が掲げた不妊治療の保険適用が実現するまでの間は現行の制度を拡充して対応するとしている。(11月19日)

●約3割の企業が在宅勤務導入

厚生労働省は、2万社を対象にしたテレワークに関する実態調査の結果を公表し、在宅勤務を導入している企業は約1,290社(34%)だった。そのうち従業員1,000人以上の企業は75%に上ったが、99人以下の企業では18%にとどまった。また、テレワークについて企業の約6

割が時間外労働、約4割が深夜労働を認めている一方で、働き手の4割が深夜労働の原則禁止を求めていることが明らかになった。同省は今後、指針を見直す必要性などを検討するとしている。(11月17日)

●行政手続き 存続83件を除き押印を廃止

河野規制改革相は、行政手続きに必要な1万4,992件の押印のうち、99%以上を廃止することを明らかにした。認め印は全廃となり、実印などを求める商業・法人登記や不動産登記の申請、相続税の申告など83件は存続となる方向。来年の通常国会で法改正が必要なものは一括法案を提出する。(11月13日)

●休業支援金 バイトも対象

厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」について、シフトが入らなくなったアルバイトらも支援対象になると指針で明確にした。休業前に6か月以上にわたって月4日以上勤務が確認でき、新型コロナウイルスの影響がなければ同様の勤務を続けさせていたと会社が認めていた場合や、労働条件通知書に週あたりの勤務日数が書かれている場合は支給対象と明記。これまで不支給とされた人も再度申請できる。(10月31日)

●有給取得率が過去最高に

厚生労働省が発表した就労条件総合調査によると、2019年の年次有給休暇の取得率が56.3%(前年比3.9ポイント上昇)となり、過去最高となったことがわかった。平均取得日数は10.1日で0.7日増。(10月31日)

